

開発事業者 様

開発事業に関する自治会・町会への事前説明等について

地域力を生かした大田区まちづくり条例第41条（地域コミュニティの形成）及び大田区開発指導要綱第3条の2（地域への配慮）に基づき、地域コミュニティの形成に寄与する策を講じるとともに、事業地域の自治会等に対し、当該事業の計画について事前説明をお願いいたします。

事前説明等の結果については、地域力推進課へご提出をお願いいたします。

手順



1) 自治会・町会への事前説明

当該事業の計画（工事概要、通行止め、工事車両、その他、地域への説明が必要な事項）について、事業地域の自治会・町会に対して事前に説明してください。

2) 「地域コミュニティの形成（自治会等への加入誘導）及び地域への配慮（自治会等への事前説明）についての報告書」の作成

事前説明の内容や自治会等からの意見等、地域コミュニティ形成に寄与する具体的方法について、所定の報告様式を作成してください。

3) 事前協議書等の提出

以下の書類を地域力推進課地域力推進担当へご提出ください。

- ・ 建築審査課から受領した事前協議書（所管部局協議用） **1部**
- ・ 「地域コミュニティの形成（自治会等への加入誘導）及び地域への配慮（自治会等への事前説明）についての報告書」 **1部**
※報告書の記入欄に書ききれない場合は、別紙をご用意ください。

※ご提出いただいてから協議完了のご連絡まで、通常1週間～10日前後いただいております。

※所有権が移転した場合や組織が改正した際などは、必ず新所有者に継承してください。

大田区 HP

生活情報≫地域社会≫自治会・町会案内≫開発事業者の方へ（地域力推進課におけるまちづくり条例第22条の事前協議）

大田区 地域未来創造部
地域力推進課 地域力推進担当
電話 5744-1224 FAX 5744-1518
Mail tsinkou@city.ota.tokyo.jp